

2025年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、带状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

回答	自治体情報システムの標準化・共通化に伴い、自治体独自の施策を廃止することはありません。
----	---

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバйд(情報格差)への対策を講じてください。

回答	現在、「書かない・待たない・行かない」次世代市役所を実現するため、市役所おくやみコーナーと国保年金課において、複数の申請書の作成をサポートする「スマート窓口システム」を導入、また、住民票などの証明書の取得について、自身のスマートフォンから申請することができる「オンライン申請」
----	--

デジタル推進課

	を始めるなど、新しいデジタル技術を活用した事業を進めております。 一方で、スマートフォンを始めとするデジタル技術の活用や利用に不安のある高齢者などに対し、公共施設や大型商業施設などにおいてデジタルデバイド解消のため、民間事業者を活用したスマホ教室を実施しております。 今後も、市民の皆様が便利だと感じる事業を進めるとともに、デジタルデバイド対策である、スマホ教室も引き続き実施してまいります。
--	---

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

回答	第9期介護保険事業計画期間の保険料につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間の総給付費等の見込額を基に算出しています。後期高齢者数と介護認定者数は年々増加すると推計されており、サービス利用料の増加や介護報酬の引上げもあり、総給付費の増加が見込まれています。介護保険料の増加を抑えるため、介護給付費準備基金の全額取崩しや所得段階区分を国の基準よりも多い16段階とし、高所得の方に応分の負担をしていただくことにより、低所得の方の保険料の上昇を抑えるように努めてまいりましたが、基準額で月200円の増加となり、第4段階以上の方には第8期保険料よりも負担増をお願いすることとなりましたが、ご理解いただきますようよろしくお願いします。 なお、第1段階・第2段階の免除につきましては、国が指導しております保険料減免の三原則により適切でないと考えております。
----	---

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

回答	介護保険料の減免制度につきましては、当市は災害による財産の損害、生計中心者の死亡・病気・失業などにより収入に著しい減少があった場合に介護保険料の減免を行っております。 収入減少を理由とした既存の減免制度の要件の変更は、現時点では考えておりません。
----	---

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答	介護保険料の減免制度につきましては、当市は災害による財産の損害、生計中心者の死亡・病気・失業などにより収入に著しい減少があった場合に介護保険料の減免を行っております。 また、低所得者の介護保険料軽減につきましては、第1段階の方は平成27年度から、第2段階及び第3段階の方は平成31年度から公費負担により介護保険料を軽減しております。 第9期の保険料では、第1段階から第3段階の方について、第8期よりも抑えた保険料額となっており、これ以上の軽減は考えておりません。
----	--

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答	介護利用料の軽減につきましては、介護保険制度において特定入所者介護サービス費として施設入所者の食費・居住費の軽減措置がとられており、高額介護サービス費制度、高額医療費合算介護サービス費制度においても低所得者への配慮はされていると考えられます。介護利用料の減免につきましても、介護保険料の減免と共に、全国共通の問題でもあり、介護保険制度の中で対応することと考え、全国市長会でも「国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう」重点提言として、国に要望しております。
----	---

⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

回答	介護保険施設入所者等の食費、居住費に対する補足給付は、介護保険施設を利用する低所得者の負担軽減を図ることを目的に、住民税非課税世帯の利用者の課税状況や年金収入等を勘案して実施されてきました。 年々、現役世代の介護保険料の負担が重くなってきており、制度の持続性を確保するためには、介護保険における給付と負担の見直しが課題であります。令和 3 年8月の改正で、利用者負担における応能負担の要素が拡大されたことにつきましては一定の評価がされますが、低所得者に対する給付のため、根本的な視点から給付と負担について、一層の検討が必要であると考えますので、本市につきましても、国、県の動向及び各市の状況をみて、必要があれば対応を考慮してまいります。
----	--

(2)介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

回答	サービスの利用については、地域包括支援センター等が行うケアマネジメントに基づき利用することができ、適切なケアマネジメントにより、利用者の状態にあったサービスを、必要な期間利用できます。 また、認められれば、継続した利用をすることができます。
----	--

②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

回答	要支援 1、2 及び要介護 1 の方につきましては、状態像から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則として介護報酬は算定できません。しかしながら、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当される方については例外的に給付を認めており、本市といたしましても、福祉用具貸与の例外給付を行う際には、ケアマネジャーなどが利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行うことを原則としております。
----	--

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

回答	令和6年度の介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたうえで決定したとされています。処遇改善加算制度が一本化され、加算率が引き上げられましたので、事業所は活用ができると考えられます。本市につきましても、国、県の動向及び各市の状況をみて、必要があれば対応を考慮してまいります。
----	---

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

回答	令和3年11月に80床増改築(20床増築)の特別養護老人ホームが開所しており、必要なサービスを地域で利用できるようになりました。 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画では、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備計画はありません。
----	---

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

回答	特別養護老人ホームの入所につきましては、入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるため、平成27年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の方に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1・2の方の特例的な施設への入所が認められています。この「特例入所」の運用につきましては、透明性及び公平性が求められており、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることが前提で、判断にあたっては、申込者の状態を十分に把握するため、施設と保険者との間で必要な情報共有をし、地域の居宅サービスや担当の介護支援専門員から居宅における生活の困難度の状況聴取内容などを踏まえ、施設に対し、市として適宜意見を表明し、施設は、その意見の内容を踏まえ、特例入所の必要性を判断しております。
----	---

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

回答	愛知県が策定する、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する法律に基づく県計画に定める事業を実施するための補助金である愛知県地域医療介護総合確保基金事業(介護従事者確保分)補助金がありますが、この補助金により介護の普及啓発、介護人材資質向上、研修受講支援等介護従事者の育成、介護離職の減少に努めております。本市では、新たな人材確保を目的として、介護職員初任者研修・生活援助従事者研修に係る費用の一部または全額を介護サービス事業所が負担した場合、補助金を交付する稲沢市介護職員等研修受講料補助制度を令和6年度から開始しました。
----	---

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

回答	介護保険の指定事業者になるためには、介護保険法とそれに基づく各基準や通知等による命令を遵守(法令遵守)しなければなりませんので、人員に関する基準を満たしていることが必要と認識しております。また、複数配置を基準とした報酬設定につきましても、国、県の動向及び各市の状況をみて、必要があれば対応していきたいと考えてまいります。
----	--

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

回答	本市の指定する介護保険サービス事業所に対し、定期的に運営指導しており、是正することがありましたら、改善要求します。
----	---

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

回答	夜勤体制については、各事業所が人員配置基準に基づき、運用しているものと認識しています。実態の把握が必要な場合は対応していきたいと考えています。
----	---

福祉課

(5)高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

回答	令和3年10月1日から事業を開始しました。令和7年度からは、対象者の要件や上限額を拡充しました。 加齢性難聴を早期発見するための検診事業については、福祉課としては考えておりません。
----	---

高齢介護課

②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

回答	高齢者のたまり場事業については、高齢者が身近な場所で集う高齢者ふれあいサロン事業を介護予防・日常性活支援総合事業の一般介護予防事業として実施しています。実施状況に応じて市からサロン運営者に交付金を交付しており、令和6年度は43グループから申請がありました。
----	--

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

回答	現在実施している事業を継続し、必要があれば見直しを行ってまいります。
----	------------------------------------

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

回答	県及び近隣市町の動向及び状況を確認し、必要があれば対応を考えてまいります。
----	---------------------------------------

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

回答	令和3年度から、稲沢市高齢者等安心おかえりネットワーク事業に登録された高齢者を対象に、保険料は稲沢市が全額負担して事業を実施しております。
----	---

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

回答	国県及び近隣市町の動向及び状況を確認し、必要があれば対応を考えてまいります。
----	--

★(7)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

回答	上記対象者の内、住民税課税世帯の方又は申請のあった方に「障害者控除対象者認定書」を送付しています。また、広報や HP で制度周知を図り、お近くの支所・市民センターや HP から申請書をダウンロードしていただき、郵送にて申請が可能です。 なお、以前障害者控除対象者認定書を送付することで、確定申告の予定がない方から苦情(送付しないほしい、郵便料を無駄にするなど)をいただいているケースもあったことから今のところ全件送付の予定はございません。
----	---

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答	国保の財政運営は、高齢化の進展や医療技術の進歩等により一人当たり医療費が増加する一方、年金制度改革に伴う社会保険の適用拡大により働く世代の減少が加速するなど、今後も厳しい状況が見込まれます。 こうした状況への対応策として、平成 30 年度に国民健康保険の財政運営が都道府県単位化され、各市町村は、都道府県へ納める事業費納付金の財源を確保する必要があります。 こうした中で、保険料(税)を引き下げることは難しいと考えます。
----	---

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

回答	本市国保では、被保険者の急激な負担増とならないよう、できる限り基金や繰越金で遣り繰りをしてきましたが、令和 6 年度当初予算において基金の残額全てを繰入金として計上するなど、基金の残額がわずかとなったことから、今後も国保財政を安定的で持続可能なものとしていけるよう、令和 6 年度に一般会計から積み増しを行いました。しかし、今年度においても基金の取り崩しが見込まれる状況であり、保険料(税)を引き下げるこ
----	--

	とは難しいと考えます。
--	-------------

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答	低所得世帯に対しては、均等割及び平等割の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられており、保険料(税)の負担軽減が図られています。 一律的な減免制度の拡充を法定外繰入金が増額により実施した場合、赤字とみなされ、赤字削減・解消計画の策定が求められます。一定期間での赤字の削減・解消が必要となり、被保険者の急激な負担増につながるおそれがあることから、一般会計からの法定外繰入れによる減免の実施・拡充は難しい状況です。
----	--

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答	令和4年度から、未就学児の均等割を最大5割軽減する制度が創設されましたが、稲沢市独自の施策として、小学生から高校生までの子どもの均等割についても、同様に最大5割を減額しており、減免制度の拡充を図っています。
----	--

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

回答	収入減少を理由とした減免制度の要件については、所得割のみ対象としており、前年所得300万円以下の世帯で、現年の所得が半分以下になることとしていますが、要件を見直す予定はありません。
----	---

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

回答	保険料(税)を滞納している世帯主等に対する特別療養費の支給については、事業の休廃止や病気など、保険料(税)を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料(税)を滞納している世帯主等について、納付相談の機会を確保するために行うものであり、適切に実施していきます。
----	---

収
納
課

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

回答	本市においては、法律に定められた禁止財産を差し押えないことは勿論のこと、夜間・休日も窓口を開設するなど納税相談の機会を設け、納期限内に納付することが困難な方からの相談に対応しております。 引き続き、納税相談を通じ、滞納者の実情に則した滞納整理を行い、要件に該
----	---

当する場合は分割納付や納税の猶予など納税緩和措置を実施していきます。

(4) 傷病手当金・出産手当金

① 傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

回答	傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し、国による財政支援の範囲内で支給していましたが、5類移行に伴い財政支援も打ち切られたため、令和5年5月8日以降の感染に対する支給はしていません。その他の傷病について傷病手当金を支給することは国等による財政支援もなく、他の国保加入者の負担が増えることにつながるため、市独自で行うことは難しいと考えています。 被保険者の方が出産した際には、出産育児一時金を支給しているほか、令和6年1月からは産前産後期間相当分の国保税の減免を実施しています。その他の出産についての手当金等を支給することは国等による財政支援もなく、他の国保加入者の負担が増えることにつながるため、市独自で行うことは難しいと考えています。
----	--

(5) 一部負担金の減免制度

① 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

回答	本市要綱により、実収入月額が生活保護基準額の1.15倍以下の場合は、一部負担金を免除することを、1.15倍を超え1.3倍以下の場合は、4段階の区分に応じて一部負担金を減額することを規定しています。
----	---

② 制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回答	制度の周知については、ホームページに掲載するとともに、市の生活保護担当者と連携を図って相談やチラシの配置を行っています。
----	---

★(6) 資格確認書の発行

① 国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

回答	厚生労働省より、国民健康保険の被保険者には様々な年代・属性の方が含まれており、後期高齢者のように、新たな機器の取り扱いに不慣れである等の理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要する蓋然性が一般的に高いと言える状況ではなく、全員一律に資格確認書を交付する状況ではないとする考えが示されており、本市においてもこの考えに沿った取り扱いをしています。
----	--

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

- ★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

回答	国の基準に従い、生活保護費を支給しております。自治体独自の手当を支給することは考えておりません。
----	--

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

回答	生活保護のしおり等を用いて説明するため、その際に国民の権利として生活保護の申請は出来ると周知をしております。
----	--

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

回答	特にポスター等を作成して周知を図るものとは考えておりませんので、あくまでご相談者に対し、親切丁寧な説明に努めています。
----	---

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

回答	本市では、他自治体へのたらいまわしなどのケースはありません。住居の無い人の意向を聞き取りながら、居宅保護できるように努めて、引き続き、個室の居宅確保のために、不動産会社等と連携を図り関係構築に努めてまいります。
----	---

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

回答	エアコンの設置については、保護開始時に持ち合わせがない、災害により失った、転居に伴い新旧住居の設備の相違などにより現有品が使用できない場合などの一定の条件に該当し、熱中症予防が特に必要とされる高齢者、障害者及び小児などがいる場合が支給対象となります。
----	---

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

回答	国の方針を注視しながら、被保護者、生活保護申請者の意向を丁寧に確認したうえで、望まない扶養義務者への扶養照会を減らせるように努めてまいります。
----	---

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

回答	車の保有については、障害があり、通院等のために必要であるなど、車の保有が社会的に適当と認められるときは、保有を認めて差し支えないとされているため、車の使用も同様に、個別事情に配慮した対応に努めてまいります。
----	---

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

回答	今年度、担当世帯数平均は国の基準を下回っておりますが、一部基準を上回っているケースワーカーもおりますので、職員の適正配置を人事担当課へ要求してまいります。
----	---

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

回答	女性ケースワーカーも近年配置しており、状況場面に応じた対応をしております。また、各家庭が抱える問題も多様化しており、柔軟な対応を求められることから、今後も女性職員の配置を人事担当課へ要求してまいります。
----	---

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

回答	ケースワーカーや面接相談員の有資格化に努めてまいります。今年度については、2名社会福祉主事の資格のない職員が人事異動で配置されましたが、研修により資格を取得する予定です。
----	---

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

回答	職員の配置について、人事担当課へ要求してまいります。
----	----------------------------

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

回答	自立相談支援に関しては稲沢市社会福祉協議会へ委託を行い実施しております。ご要望の内容から関係機関との連携ができるため「直営」をご要望されていると推察いたしますが、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施しており、社会福祉法第106条の6に規定する「支援会議」を設置することで、関係機関との連携・情報共有・支援方針検討・役割分担が行える体制を整えています。
----	--

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

回答	任意事業については、住居確保給付金、シェルター事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、学習支援事業を実施しております。 稲沢市 HP に「生活困窮者の支援」のページにおいて生活困窮者自立支援制度について周知を行っております。
----	--

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

回答	現在そういった制度は無く、検討していませんが、必要に応じて社会福祉協議会の福祉資金貸付相談をご案内いたします。
----	---

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

回答	現在そういった制度は無く、検討していませんが、必要に応じて社会福祉協議会の福祉資金貸付相談をご案内いたします。
----	---

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回答	制度改正につきましては社会情勢を見ながら慎重に対応してまいります。
----	-----------------------------------

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

回答	子ども医療費につきましては、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの方の通院及び入院に係る医療費の全額助成（現物給付）を実施しております。 なお、入院時食事療養の標準負担額の助成につきましては、国・県の動向及び各市の状況をみて、必要があれば対応を考えてまいります。
----	---

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。

回答	自立支援医療（精神通院）の対象者につきましては、精神障害者医療費助成の対象とし、精神通院分の医療費を助成しております。
----	---

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

回答	制度改正につきましては社会情勢を見ながら慎重に対応してまいります。
----	-----------------------------------

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

回答	現時点では妊産婦医療費助成制度を創設する予定はありません。
----	-------------------------------

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP
Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとり
くみを支援してください。

回答	学習支援については、福祉課において対応しています。なお、稲沢市のこども食堂については、稲沢市社会福祉協議会にボランティア登録している9団体が市内で活動しています。今後も、登録団体が柔軟に運営可能できる面を十分活かして活動していただけるよう、子育て支援課では、ボランティア団体の情報交換会への出席による活動の状況把握、活動に役立つ愛知県等からの情報提供等を行っています。また、市民の方へは、各団体の活動情報の提供を引き続き行ってまいります。
----	---

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

回答	令和6年4月に中央子育て支援センター内に「こども家庭センター」を設置しました。国の定める基準を満たす人員体制で、母子保健機能と児童福祉機能が別の場所にありますが、両業務の知識を有し、俯瞰して判断できる「統括支援員」を配置し、連携を深め、全ての妊産婦・こども・子育て世帯に対して切れ目なく漏れの無い一体的な相談・支援体制の整備に努めております。
----	---

(2) 就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

回答	稲沢市では、令和元年度より生活保護の基準額による就学援助の申請を新たに設定し、生活保護基準額の1.2倍以下の世帯を対象としております。
----	---

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

回答	支給内容については、令和元年度に卒業アルバム代、令和4年度にオンライン学習通信費を追加しました。令和6年度からは、中学校の新制服購入補助として中学生の新入学用品費の支給額を増額しております。
----	---

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

回答	就学援助制度の案内は、広報や市のホームページ、学校を通してお知らせチラシを配布しており、年度途中の申請も可能である記述をしております。また、申請の受付については学校と市町村窓口のどちらでも可能です。
----	---

★(3) 子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

回答	小中学校の給食費につきましては、今後も給食費(食材料費)の保護者負担は継続させていただきたいと考えております。 また、給食費の公費負担につきましては、これまでも市独自の補助や国の臨時交付金を活用した無償化などの支援を断続的に行っており、小学校は昨年
----	---

	度に引き続き、今年度も4月から給食費の半額を公費で補助させていただき、教育費の負担が大きい中学校は今年4月から国の臨時交付金を活用して無償化させていただいております。 なお、小学校給食費につきましては、国において、2026年度に無償化することが検討されていますので、国の動向に合わせて無償化を進めてまいりたいと考えております。
--	---

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

回答	既に平成27年度より園児全員の主食代を市単独で無料としています。副食代については、中学校3年生(令和7年 10 月 1 日からは 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子ども)から数えて第3子以降(所得制限なし)を無料の対象とし、国の免除対象を上回って副食代を無料としています。 また、物価高騰対策として給食費(主食代と副食代の月額合計 5,700 円)の1/3相当額として月額 1,900 円を上限に支援しています。
----	---

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

回答	国の配置基準見直しに合わせ、令和 7 年 4 月より公立園は全園で、民間園は半分の園で実現しています。 市独自で配置基準を設け公私立問わず適用するとなれば、保育士の確保が一層厳しくなるとともに配置に伴う民間保育園への人件費補助等も全額市の一般財源対応となり財政負担が大きいことから市独自の配置基準見直しは大変厳しいものと考えます。
----	---

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

回答	施設が老朽化し、児童数が減少する中、公共施設の再編は、進めていかざるを得ないと考えていますが、その際、老朽化した施設については再編に合わせ建替えを考えています。 原則、育休退園は行っておらず、育休取得による在園児の保育園継続入園の申請により入園を認めています。
----	--

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

回答	現在も指導保育士、事務職員の2名が県指導監査時に同行し実態把握に努めています。
----	--

- ④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

回答	令和8年度は公立園で実施する方向で進めています。事業実施状況については、適宜確認するとともに、指導・援助を行います。あわせて公立園での実施に向けた環境整備及び職員配置に取り組んでおります。
----	--

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

回答	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたに対し、手帳の等級等に応じて手当の支給をしており、現行制度について妥当と考えております。
----	---

- ★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

回答	令和3年度から重度の障害者が利用可能な日中支援型共同生活援助事業所が市内に開所しております。引き続き、重度の障害者が希望する地域で生活できるように、社会資源の確保に努めてまいります。 また、物価高騰対策としては、指定権者である愛知県がグループホームをはじめとした社会福祉施設に対して支援金を交付しておりますので、今後も、国や県等の動向を注視してまいります。
----	---

- ③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

回答	障害者が生活するグループホームの夜間体制を充実すべきことは認識しておりますが、現行制度について妥当と考えております。また、医療的ケア等に対応する看護師等の配置について、医療的ケア対応支援加算や看護職員配置加算を事業所が算定することが可能なため、現行制度について妥当と考えております。
----	---

- ④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

回答	居宅介護等の支給時間は、相談支援専門員の聞取り等により、提出されるサービスの利用計画案の内容を確認し、対象者に必要と認められる時間数を支給決定しております。また、基本報酬額については、現行制度について妥当と考えております。
----	---

- ⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

回答	障害福祉サービス利用料につきましては、障害者総合支援法に基づいた利用者負担をいただいております。なお、幼児教育・保育の無償化に併せ、就学前の障害児等を支援する一部のサービスは、利用者負担を無償化しております。給食費につきましては、基本実費となりますが、食事提供体制加算により低所得者の負担の軽減がされております。 収入要件につきましても、現行制度について妥当と考えております。
----	---

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回答	介護保険と重複するサービスについては介護保険を優先していただくようにしておりますが、同種のサービスでも障害特性により障害福祉サービスが適切であると認められる場合は、障害福祉サービスを給付しています。また、介護保険にないサービスは障害特性に応じたサービスを受けていただけます。介護保険で要介護認定が非該当となった場合でも、計画相談事業所等から提出されるサービスの利用計画案の内容を確認し、対象者に必要と認められる時間数を支給決定しております。
----	--

- ★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

回答	レスパイトとしての短期入所の支給決定や基幹相談支援センターによる訪問、相談支援専門員との情報共有を行い、支援体制の構築を図っております。また、障害者虐待について、稲沢市地域自立支援協議会の権利擁護推進部会で虐待ケースの検証・検討を行っております。虐待のあった事業所に対しては、改善報告書の提出及び定期的な報告を求めるとともに、県及び虐待が発生した事業所所在地の自治体と情報共有を行い、再発防止に努めております。
----	---

7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする帯状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

回答	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンにつきましては、過去におたふくかぜワクチンを接種したことがない1～2歳未満児を対象に2,000円の補助を1回実施しています。中学3年生のインフルエンザワクチンの助成は令和2年10月から、50歳以上を対象とした帯状疱疹ワクチンの助成は、令和4年7月から行っております。その他の任意の予防接種については、現在のところ、助成の予定はございません。
----	---

- ★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

回答	高齢者肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期予防接種については、今年度同様に一部負担で実施していきたいと考えております。高齢者用肺炎球菌ワクチン 2 回目の接種は任意予防接種ですが、助成の対象とする予定はございません。
----	--

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

回答	産婦健診は、1 回だった助成回数を令和 6 年度から 2 回に増やして、実施しております。
----	---

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

回答	5 歳児健診事業につきましては、関係機関と調整中です。
----	-----------------------------

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

回答	妊産婦歯科健診は、妊産婦を対象に 1 回だった実施回数を令和 6 年度から妊婦 1 回・産婦 1 回に増やしています。
----	---

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

回答	令和 6 年度から会計年度任用職員の歯科衛生士を、常勤で一人配置しております。複数で配置する予定はありません。
----	---

9. 地域の保健・医療

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

回答	尾張西部医療圏の動向及び各医療機関の状況をみて、必要があれば対応を考えてまいります。
----	--

- ②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

回答	当院では、医師の確保策としまして、医師奨学金返還支援助成金給付制度を実施しております。この制度は、当院に勤務する医師が学生時代に貸与を受けた奨学金の返済を行っている場合に、月額 7 万円を上限として、奨学金の返還に係る支援助成金を支給するものです。病院が月々の返還額を負担す
----	---

ることで、長く市民病院に勤務する医師の確保に努めております。

また、看護師の確保策としましては、看護学校への訪問や病院見学会などの実施、看護師ガイダンスに積極的に参加し専用ブースを設けるなど、看護学生の募集採用活動に注力するとともに、看護職員修学資金貸与制度を実施しております。この制度は、卒業後に看護師として当院に勤務しようとする者に修学資金（月 5 万円・年間 60 万円）を貸与するものです（2 年間の勤務で返還免除）。看護学生が国家試験の勉強に専念できる環境を整えることで、人材の確保に努めております。

③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

回答 保健師充足計画に基づき採用を試みております。今後も、採用条件を見直しつつ取り組んでまいります。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

回答 国・県の動向及び各市の状況をみて、必要があれば対応を考えてまいります。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

回答 持続可能で安定的な制度確立のために国が最適と判断したものでありますので、現時点で意見書等の提出は考えておりません。

引き続き国の動向を見守りながら、必要があれば要望等考えてまいります。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

回答 介護保険制度は、介護を社会全体で支えるという観点から公費負担については、介護保険法に基づく負担割合に応じて国、都道府県、市町村がそれぞれ負担しております。

また、40 歳以上の方の介護保険料負担の法定割合も定められて負担していただいております。

現在は低所得者（第 1 段階から第 3 段階までの方）の介護保険料につきましては、負担軽減措置を設けております。

また、介護利用料の軽減については、介護保険制度において特定入所者介護サービス費として施設入所者の食費・居住費の軽減措置がとられており、高額介護サービス費制度、高額医療合算介護サービス費制度においても低所得者への配慮はされています。

国、県の動向及び各市の状況をみて、必要があれば対応を考えてまいります。

④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

回答	【2】 1、(4)介護人材確保についてでもお答えしたように、県が定めている補助金等により介護人材資質向上、介護従事者の育成、介護離職の減少に努めております。 また、夜勤が複数配置できるような人員配置基準につきましては、国、県の動向及び各市の状況をみて、必要があれば対応を考えてまいります。
----	--

福祉課

⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

回答	国・県の動向、他の自治体の動向を注視しつつ、必要があれば対応を考えてまいります。
----	--

国保年金課

⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。

回答	国の動向をみて、必要があれば対応を考えてまいります。
----	----------------------------

庶務課

⑦小中学校の給食費を無償にしてください。

回答	国の動向を注視し、必要があれば市長会等を通じ国に要望してまいりたいと考えております。
----	--

福祉課

⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

回答	グループホーム等の「暮らしの場」は、年々整備が進んでおりますので、状況を注視しつつ、必要があれば対応を考えてまいります。
----	--

⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

福祉課、高齢介護課、保育課、健康推進課

回答	国・県の動向、他の自治体の動向を注視しつつ、必要があれば対応を考えてまいります。
----	--

2. 愛知県に対する意見書

①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

回答	県の動向及び各市の状況をみて、必要があれば対応を考えてまいります。
----	-----------------------------------

国保年金課

福祉課	②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。	
	回答	各市の状況を見て、必要があれば市長会等を通じ県に要望してまいりたいと考えております。

国保年金課	③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。	
	回答	県の動向及び各市の状況を見て、必要があれば対応を考えてまいります。

庶務課	④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。	
	回答	県の動向及び各市の状況を見て、必要があれば市長会等を通じ県に要望してまいりたいと考えております。

管 理 課	⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。	
	回答	尾張西部医療圏の動向及び各医療機関の状況を見て、必要があれば対応を考えてまいります。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

福祉課、高齢介護課、保育課、健康推進課

回答	地域医療介護総合確保基金は各都道府県に設置され、県が事業主体であることから、県の動向を見て、必要があれば対応を考えてまいります。
----	--

以上